

地域自治区の設置に関する協議書

安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村及び名立町を廃し、その区域を上越市に編入するに際して市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項に規定する合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることについて、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり定めるものとする。

記

（地域自治区の設置）

第1条 市長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、法第5条の5第1項に規定する合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「地域自治区」という。）を設ける。

（地域自治区の設置期間）

第2条 地域自治区の設置期間は、平成17年1月1日から平成21年12月31日までの間とする。

（地域自治区の区域及び名称）

第3条 地域自治区の区域及び名称は、次のとおりとする。

区域	名称
上越市に編入前の安塚町の区域	安塚区
上越市に編入前の浦川原村の区域	浦川原区
上越市に編入前の大島村の区域	大島区
上越市に編入前の牧村の区域	牧区
上越市に編入前の柿崎町の区域	柿崎区
上越市に編入前の大潟町の区域	大潟区
上越市に編入前の頸城村の区域	頸城区
上越市に編入前の吉川町の区域	吉川区

上越市に編入前の中郷村の区域	中郷区
上越市に編入前の板倉町の区域	板倉区
上越市に編入前の清里村の区域	清里区
上越市に編入前の三和村の区域	三和区
上越市に編入前の名立町の区域	名立区

(地域自治区の事務所)

第4条 地域自治区に置く事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	位置	名称	所管区域
安塚区	上越市安塚区安塚722番地3	安塚区総合事務所	安塚区の区域
浦川原区	上越市浦川原区釜淵5番地	浦川原区総合事務所	浦川原区の区域
大島区	上越市大島区上達2330番地	大島区総合事務所	大島区の区域
牧区	上越市牧区柳島522番地	牧区総合事務所	牧区の区域
柿崎区	上越市柿崎区柿崎6405番地	柿崎区総合事務所	柿崎区の区域
大潟区	上越市大潟区土底浜1081番地1	大潟区総合事務所	大潟区の区域
頸城区	上越市頸城区百間町636番地	頸城区総合事務所	頸城区の区域
吉川区	上越市吉川区下町1126番地	吉川区総合事務所	吉川区の区域
中郷区	上越市中郷区藤沢986番地1	中郷区総合事務所	中郷区の区域
板倉区	上越市板倉区針722番地1	板倉区総合事務所	板倉区の区域
清里区	上越市清里区荒牧18番地	清里区総合事務所	清里区の区域
三和区	上越市三和区井ノ口444番地	三和区総合事務所	三和区の区域
名立区	上越市名立区名立大町365番地1	名立区総合事務所	名立区の区域

(地域協議会の名称)

第5条 地域自治区に置く地域協議会の名称は、次のとおりとする。

地域自治区	名称
安塚区	安塚区地域協議会
浦川原区	浦川原区地域協議会
大島区	大島区地域協議会
牧区	牧区地域協議会
柿崎区	柿崎区地域協議会
大潟区	大潟区地域協議会

頸城区	頸城区地域協議会
吉川区	吉川区地域協議会
中郷区	中郷区地域協議会
板倉区	板倉区地域協議会
清里区	清里区地域協議会
三和区	三和区地域協議会
名立区	名立区地域協議会

(地域協議会委員)

第6条 地域協議会の構成員は、地域協議会委員(以下「委員」という。)と称する。

2 委員の定数は、次のとおりとする。

地域協議会	委員の定数
安塚区地域協議会	12人
浦川原区地域協議会	12人
大島区地域協議会	12人
牧区地域協議会	14人
柿崎区地域協議会	18人
大潟区地域協議会	18人
頸城区地域協議会	18人
吉川区地域協議会	16人
中郷区地域協議会	14人
板倉区地域協議会	16人
清里区地域協議会	12人
三和区地域協議会	16人
名立区地域協議会	14人

3 委員の選任の手続等は、別に条例で定める。

4 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員には、報酬を支給しない。

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第7条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議(以下「会議」という。)において、委員のうちから選任し、又は解任する。

(地域協議会の権限)

第 8 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かななければならない。

地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項

地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項

市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

(会議)

第 9 条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合にあっては、市長が招集する。

会長が必要と認める場合

それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

(その他)

第 10 条 この協議に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この協議は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 6 条第 4 項の規定にかかわらず、地域自治区の設置の日以後最初に選任される委員の任期は、選任の日から平成 20 年 4 月 28 日までの間とする。

平成16年12月17日

上越市長	木浦正幸
安塚町長	矢野学
浦川原村長	原恒博
大島村長	岩野虎治
牧村長	中川耕平
柿崎町長	榆井辰雄
大湫町長	新保啓吉
頸城村長	関田武雄
吉川町長	角張保
中郷村長	吉田侃
板倉町長	瀧澤純一
清里村長	梅澤正直
三和村長	高倉英雄
名立町長	塚田隆敏